

奈良県告示第二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年十二月奈良県告示第三百十四号（以下「指定告示」という。）により指定した土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時届出区域」という。）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和四年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定を解除する形質変更時届出区域 生駒郡安堵町大字東安堵一六六〇番一の一部、一六六〇番七の一部及び一六六〇番一二の一部（指定告示における同大字一六六〇番一、一六六七番二及び一七二九番一の各一部）（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
 - 三 講じられた汚染の除去等の措置 汚染土壤の掘削による除去
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課において一般の縦覧に供する。）